

中小企業信用保険法第2条第5項第4号の認定を申請される方へ (新型コロナウイルス感染症)

この認定を得ることによって、信用保証協会の別枠を申請することができます。
認定の申請に際しましては、申請書を提出していただくとともに、各種資料の提出が必要となります。

【対象中小企業者】

- ・法人の本店登記場所（個人事業者は主たる事業所）が八雲町内（個人事業者で、代表者住所が八雲町外で事業住所が八雲町内の場合は可）であり、1年以上継続して町内で事業を行っている者。
- ・国が指定する災害等の発生に起因して、当該災害等の影響を受けた後、最近1か月（令和2年2月以降）の売上高等が前年同月比で**20%以上**減少しており、かつ、その後2か月を含む3か月間の売上高等が前年同期比で**20%以上**減少することが見込まれる者。

【提出書類】

1. 必要書類

- ・印鑑登録を行った印を押印した認定申請書 2部
(1部は町への提出用、1部は認定書として交付します。)

2. 添付書類等

<個人事業者>

- ① 3か月以内の住民票、印鑑登録証明書、又は運転免許証等の官公庁が発行した書類で、住所を確認できるもの
- ② 業種や事業内容が確認できるもの（確定申告書等）
- ③ 最近1か月（令和2年2月以降）及びその後2か月の売上高と前年同月期の売上高のわかるもの（試算表、売上台帳等の写し）

<法人>

- ① 履歴事項全部証明書（商業登記簿謄本）（3か月以内） 1部
- ② 最近1か月（令和2年2月以降）及びその後2か月の売上高と前年同月期の売上高のわかるもの（試算表、売上台帳等の写し）

【留意事項】

- ① この認定とは別に、金融機関、信用保証協会による金融上の審査があります。
- ② 金融機関等が申請者の代理で申請手続きを行う場合には、申請者からの委任状（代理申請者の氏名を明記したもので様式は任意）が必要です。
- ③ 申請書、委任状にはそれぞれ捨印を押印ください。

【認定書の交付】

原則、申請書を受理した日の翌日（役場閉庁日はその翌日）に交付します。

【申請書の提出・問い合わせ先】

八雲町役場 商工観光労政課 TEL 0137-62-2116 FAX 0137-62-2149
" 熊石総合支所 産業課 TEL 01398-2-3111 FAX 01398-2-3230